

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求を却下するのが相当である。

第2 本件審査請求に係る経緯

- 1 うるま市長は、令和〇年〇〇月〇〇日、以下の記載のある、うるま市高齢者等緊急一時保護事業実施規則（平成19年うるま市規則第61号。以下「本件規則」という。）第6条第1項所定の「高齢者等緊急一時保護申請書」（以下「本件申請書」という。）を受理した。

利用者氏名： 〇〇〇〇

生年月日： 〇〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）

申請理由： 虐待等により一時的に保護を受けたいため

申請者氏名： 〇〇〇〇

- 2 うるま市長は、同日、本件規則第6条第3項に基づき、以下の記載のある「高齢者等緊急一時保護対象者調査票」を作成した。

利用者： 〇〇〇〇

- 3 うるま市長は、同日、本件規則第6条第3項に基づき、審査請求人の母である〇〇〇〇（〇〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。以下「〇〇」という。）について、利用期間を令和〇年〇〇月〇〇日から令和〇年〇月〇日までとする高齢者等緊急一時保護決定（以下「本件一時保護決定」という。）をした。

- 4 うるま市長は、令和〇年〇月〇日、本件規則第5条に基づき、〇〇について、

利用期間を令和○年○月○日から同月○○日までとする高齢者等緊急一時保護決定（以下「本件延長決定」という。）をした。

- 5 うるま市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）は、令和○年○月○○日、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「老人福祉法」という。）第11条第1項第2号に基づき、○○について、以下の内容の決定（以下「本件開始処分」という。）をした。

措置区分 : 開始

実施年月日 : 令和○年○月○○日

決定内容 : やむを得ない事由により高齢者を介護保険法に規定する特別養護老人ホームに入所を委託する措置を行う。

決定理由 : 高齢者虐待からの保護、養護者支援のために、やむを得ない事由による措置を行う。

措置を受ける人の自己負担 : 有（1. 介護サービス料の1割、2. 食費・居住費）

- 6 審査請求人は、令和○年○月○○日、本件開始処分を不服として、審査請求を行った。

- 7 処分庁は、令和○年○月○○日付「弁明書」を提出した。

- 8 審査請求人は、令和○年○月○○日付「反論書」を提出した。

- 9 処分庁は、令和○年○月○日付「再弁明書」を提出した。

- 10 那覇家庭裁判所沖縄支部は、令和○年○○月○日、○○について保佐を開始して保佐人を選任すると共に、○○のために介護契約その他の福祉サービス契約の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領、福祉関係施設の入所に関する契約（有料老人ホームの入居契約等を含む。）の締結、変更、解除及び費用の支払並びに還付金等の受領等の行為について当該保佐人に代理権を付与する審判（以下「本件審判」という。）をした。

- 11 審査請求人は、令和○年○○月○日付「反論書（再）」を提出した。

- 12 審理員は、令和〇年〇〇月〇〇日、本件審査請求に係る口頭意見陳述期日を設け、審査請求人、審査請求人代理人らが意見を述べる等した。
- 13 審査請求人は、令和〇年〇月〇〇日付「意見書」を提出した。
- 14 処分庁は、令和〇年〇月〇日、老人福祉法第11条第1項第2号に基づき、〇〇について、以下の内容の決定（以下「本件解除処分」という。）をした。
- 措置区分 : 解除
- 実施年月日 : 令和〇年〇月〇日
- 決定内容 : やむを得ない事由による入所措置を解除する。
- 決定理由 : 成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護保険法に基づく介護サービスの利用に関する契約を行うことができるようになったため。
- 措置を受ける人の自己負担 : 有（1. 介護サービス料の1割、2. 食費・居住費）
- 15 処分庁は、令和〇年〇月〇日付「反論書」を提出した。この「反論書」に本件解除処分に関する記載はない。
- 16 審理員は、令和〇年〇月〇〇日付「審理員意見書」を提出した。
- 17 審査庁は、令和〇年〇月〇日付「主張書面等の提出について」を提出した。
- 18 審査請求人は、令和〇年〇月〇〇日付「主張書面」を提出した。
- 19 審査庁は、令和〇年〇月〇〇日付「主張書面等の提出について」を提出した。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 本案前の主張

審査請求人が〇〇を虐待したと認定する本件開始処分は、本件審判に係る家事審判申立ての適法性の前提となっており、虐待等の事実がないとして本件開始処分が取り消されれば、当該申立ても適法性を欠くことになる。本件

解除処分後も、〇〇は保佐人によって老人福祉施設に入所させられているため、本件開始処分により、審査請求人が〇〇と同居し介護等する権利が侵害されている状況は継続している。

また、本件開始処分は、審査請求人が虐待をした旨の違法、不当な認定をするものであって、審査請求人の名誉権が侵害され続けている。

したがって、不服申立ての利益はある。

(2) 本案の主張

ア 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）第2条第4項第1号ロ又は同号ハに該当する行為として処分庁が主張する事実については、その存在を裏付ける客観的資料や医師による診断等がなく当該事実を認定することができないか若しくはそれが真実であったとしても同号ロ若しくは同号ハに該当しない行為であるか又は行為の内容及び態様が明らかにされていない。

虐待の存在を認定したことは、高齢者虐待防止法及び厚生労働省老健局作成のマニュアル「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（以下「本件マニュアル」という。）に基づいておらず違法であって、裁量を逸脱している。

イ 虐待の存在の認定が誤っている以上、本件開始処分に先行する本件一時保護決定も違法である。

本件申請書の申請者氏名欄の署名も、〇〇がしたものではないか、内容を理解していない〇〇に対して署名だけさせたものである。

ウ 本件規則第5条に基づく高齢者等緊急一時保護の期間は、原則14日以内であり、これを延長するには「真にやむを得ない事情」が必要となるところ、期間を延長すべき事情はないし、また、14日を超える延長期間とすることもできないのであるから、本件延長決定も違法である。

2 審査庁の主張の要旨

(1) 本案前の主張

令和〇年〇月〇日付の本件解除処分により、本件開始処分の効力は既に無くなっており、不服申立ての利益は無い。

(2) 本案の主張

ダニの付着、尿臭・異臭、審査請求人による〇〇を非難する言葉等から、本件マニュアルに従って、虐待の判断・認定を行っている。

本件開始処分は法的根拠に基づき適正に執行されていると十分に推察される。

第4 審理員意見書の要旨

1 意見

本件審査請求は、棄却するのが相当である。

2 理由

虐待の認否、緊急一時保護、やむを得ない事由による措置、面会の制限及び成年後見制度に関する処分庁の主張は、合理的かつ整合性がある。

虐待の認否に違法性はないと認められる。緊急一時保護、やむを得ない事由による措置及び面会の制限は、高齢者虐待防止法の趣旨に合致し、かつ、本件マニュアルに基づく手続き等にも反しておらず、違法性は無く、よって、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。また、成年後見開始審判申立ては、高齢者虐待防止法及び老人福祉法の趣旨に合致し、かつ、本件マニュアルに基づく手続き等にも反しておらず、裁量権の逸脱又は濫用は認められない。

他に、違法又は不当な点は見受けられない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本審査請求について、次のとおり調査審議を行った。なお、調査

審議に先立ち、当審査会委員松山清一郎は、その職務の執行から除斥されている。

年月日	経過
令和3年4月1日	諮問書の受理
令和3年5月7日	審議
令和3年9月22日	審査請求人による口頭意見陳述及び審議
令和3年10月27日	審議

第6 審査会の判断の理由

1 本案前の争点

(1) 本件開始処分は、老人福祉法第11条第1項第2号に基づき、高齢者を特別養護老人ホームに入所を委託する措置を行うものである。本件開始処分の法的効果は、本件解除処分により既に消滅している。

(2) 審査請求人は、審査請求人が〇〇を虐待したと認定する本件開始処分は、本件審判に係る家事審判申立ての適法性の前提となっており、虐待等の事実がないとして本件開始処分が取り消されれば、当該申立ても適法性を欠くことになるところ、本件解除処分後も、〇〇は保佐人によって老人福祉施設に入所させられているため、本件開始処分により、審査請求人が〇〇と同居し介護等する権利が侵害されている状況は継続していると主張している。

しかしながら、老人福祉法及び民法（明治29年法律第89号）の関係規定をみても、老人福祉法第11条第1項第2号に基づく開始措置がなされた事実自体は後見又は保佐開始の審判事件の申立て要件ではないと解される上、本件審判に係る家事審判申立ての適法性は、本件審判に対する即時抗告によって争うべきものである。加えて、本件開始処分がされたことによる法律上当然の帰結として保佐人が福祉関係施設の入所契約を締結していると評価することはできないし、本件開始処分が保佐人による福祉関係施設の入所契約を解除することについての法的障害となっていると認めることもで

きない。

- (3) また、審査請求人は、本件開始処分は、審査請求人が虐待をした旨の違法、不当な認定をするものであって、審査請求人の名誉権が侵害され続けているとし、本件開始処分を取り消すことが必要であると主張している。

しかしながら、審査請求人の名誉を損なう可能性の存在が認められるとしても、それは本件開始処分がもたらす事実上の効果にすぎないものであり、これをもって審査請求人が本件審査請求によって回復すべき法律上の利益を有することの根拠とすることは相当でない（最高裁昭和55年11月25日判決最高裁判所民事判例集34巻6号781頁参照）。

- (4) したがって、審査請求人は、本件開始処分の取消しによって回復すべき法律上の利益を有しておらず、その取消しを求める不服申立ての利益が存するものとは認められない。

2 審理手続き

本件審査請求に係る審理手続きについて、違法又は不当な点は認められない。

3 結論

よって、本件審査請求は不適法なものであるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第1項に基づいて却下するのが相当である。

うるま市行政不服審査会

南 部 篤 史（会長職務代理者）

柴 田 優 人（委員）